

盛岡広域振興局長告示第21号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年5月18日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
0310100631-11	アースサポート株式会社盛岡在宅サービスセンター	アースサポート盛岡	盛岡市みたけ四丁目17番36号	盛岡市厨川一丁目16番3号	平成22年4月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
0310100631-12	アースサポート株式会社盛岡在宅サービスセンター	アースサポート盛岡	盛岡市みたけ四丁目17番36号	盛岡市厨川一丁目16番3号	平成22年4月1日